

第 177 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年 11 月 25 日(月) 午前 9 時～午前 10 時 30分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	23 番 和 久 利 健	24 番 岩 田 康 男	25 番 藤 原 力 夫
26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚	29 番 金 倉 弘 美	31 番 大 坂 茂
32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫
36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫
40 番 中 林 孝	41 番 澤 井 浩 二		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

農業振興課 農政グループ 課長補佐 川 西 博 司

5. 欠席委員(6名)

4番 内田委員 22番 植田委員 28番 藤原委員 30番 小池委員

42番 吉田委員 43番 内田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の農業用施設転用に関する届け出について

報 告 2 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	第177回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。出席者は18名中17名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番 濱田委員、12番 山内委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第5号議案まで、順次行います。 報告第1号 農地の農業用施設転用に関する届け出について を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	報告第1号、「農地の農業用施設転用に関する届出について」、下記の届出について受理したことをここに報告する」令和元年 11 月 25 日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに田、面積 194 m²。届出人氏名 ○○○○、住所、▲▲▲▲番、転用の理由、農業用倉庫、の予定です。 番号2、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに田、面積 2,419 m²のうち 90 m²。届出人氏名 ○○○○、住所、▲▲▲▲番、転用の理由、パイプハウス、の予定です。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、報告第2号農地の合意解約に関する届け出についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	報告第2号、「農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」令和元年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番外 1 筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,996 m²外で計 3,926 m²。賃貸人氏名 ○○○○、住所、▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所、●●●●番、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも、令和元年 10 月 29 日、解約の理由、賃貸人の都合による。 番号2、農地の所在、□□□□番外 1 筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,427 m²外で計 2,839 m²。賃貸人氏名 ○○○○、住所、▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所、●●●●番、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも、令和元年 10 月 15 日、解約の理由、賃貸人の都合による。 番号3、農地の所在、□□□□番外 5 筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,408 m²外で計 8,065 m²。賃貸人氏名 ○○○○、住所、▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、所在地、●●●●番、解約届出日、令和元年 10 月 31 日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも、令和元年 10 月 30 日、解約の理由、賃貸人の都合による。 番号4、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 1,163 m²。賃貸人氏名

事務局	〇〇〇〇、住所、▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所、●●●●番、解約届出日、令和元年10月21日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも、令和元年9月30日、解約の理由、賃貸人の都合による。 番号5、農地の所在、□□□□番外 3 筆、地目は登記簿、現況ともに田または畑、面積 1,303 m²外で計 2,743 m²。賃貸人氏名 〇〇〇〇、住所、▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所、●●●●番、解約届出日、令和元年11月5日、解約成立日、令和元年11月3日、土地引渡時期、令和元年11月25日、解約の理由、賃貸人の都合による。 番号6、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに田、面積669 m²。賃貸人氏名 〇〇〇〇、住所、▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所、●●●●番、解約届出日、令和元年10月28日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも、令和元年10月25日、解約の理由、所有権移転するため。 番号7、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,643 m²。賃貸人氏名 〇〇〇〇、住所、▲▲▲▲番、賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地、奥出雲町三成 358 番地1、解約届出日、令和元年10月27日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも、令和元年10月26日、解約の理由、農地所有者が農地法第3条申請により所有権移転するため。 番号8、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,643 m²。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地、奥出雲町三成 358 番地1、賃借人氏名 △△△△、住所、●●●●番、解約届出日、令和元年10月27日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも、令和元年10月26日、解約の理由、農地所有者が農地法第3条申請により所有権移転するため。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません 次、議案第1号非農地証明交付申請の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」令和元年11月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。
議長	番号1、農地の所在 □□□□番外 1 筆、地目は登記簿、田、現況、田、面積 1,394 m²外で計 1,760 m²です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由 昭和60年代より農地として利用しておらず、現在荒廃している。 申請地は□□□□地区■ ■ ■ ■自治会地内の農地です。現地調査につきましては、10月28日に□□□□地区の3名の農業委員、推進委員の方と実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、今後、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明をおねがいたします。26番石原委員
26番	26番石原が番号1について補足説明させていただきます。まず所在地ですが、△△△△より●●●●方面へ350m向かい、その交差点から北へ150m 行ったところにある西側の農地が今回の農地でございます。山裾を無理やり開墾したような場所にあり、法面が急で尚且つその法面から

26番	竹や雑木が繁茂しており農地への復旧はとても現実的ではなく非農地承認が妥当だと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年11月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 1,370 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。 対価につきましては、10aあたり 200,000 円です。 番号2、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は 68 m²。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。 番号3、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は 383 m²。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。 番号4、農地の所在 □□□□番外4筆、地目は登記簿 現況ともに田または畑、面積は 185 m² 外で計 3,502 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 250,000 円。10aあたり 85,236 円です。 番号5、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は 1,163 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 50,000 円。10aあたり42,952円です。 番号6、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 1,602 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 300,000 円。10aあたり 230,769 円です。 番号7、農地の所在 □□□□番外3筆、地目は登記簿 現況ともに田または畑、面積は 1,303 m² 外で計 2,743 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 300,000 円。10aあたり 124,533 円です。

事務局	番号8、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 669 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 70,000 円です。 番号9、農地の所在 □□□□番外2筆、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 599 m²外で 3,622 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 807,500 円。10aあたり 285,335 円です。 番号10、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 1,999 m²外で 4,099 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 945,000 円。10aあたり 300,000 円です。 番号11、農地の所在 □□□□番外2筆、地目は登記簿 現況ともに田、面積は1,915m²外で 4,444 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 998,000 円。10aあたり 289,275 円です。 番号12、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 1,643 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 800,000 円。10aあたり 486,914 円です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。19番和久利委員。
19番	1番について和久利が補足説明させていただきます。場所でございますが▽▽▽▽から入ったところでございまして、500mくらい行ったところにある大変いい圃場でございます。この○○○○さんも家はこちらにはなく、前々から誰か買ってこないかという事で探しておられまして、△△△△さんもこの田んぼのすぐ近くでございまして、「じゃあ、△△△△さんに」という事でこの対価で購入していただくという事でございます。ご審議お願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。23番和久利委員。

23番	番号2について23番和久利が補足説明させていただきます。場所ですけれども、□□□□がありますが、そのわきを通って奥へ行ったところです。68㎡という大変狭い土地ですが、何かの残地じゃないかと思いますが双方での話し合いが成立しました。△△△△さんのほうが近くに土地を所有しておられまして△△△△さんのほうにお話しがあったという事でございます。問題はないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。34番嵐谷委員
34番	この件につきまして、34番嵐谷が補足説明させていただきます。この土地につきましては、■■■■集落の一番奥に位置しております。上がってみますと道がロータリーしておりまして最初に□□□□があって、その近くの土地でございます。○○○○さんはずいぶん前から集落から離れておられまして人が住んでいないという事でこの度、△△△△さんに譲るとい事でございます。ご存知のように△△△△でございます。□□□□を相続しておられまして、その周辺に土地を所有しておられます。文化遺産であるたたら跡地、棚田などの保護の発信など先頭に立って世話をやいておられまして、■■■■集落の発展に尽くしておられます。問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。3条無償移転です。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 次、議案第2号番号4、番号5、番号6について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 7番 藤原委員
7番	それでは7番藤原が補足説明をさせていただきます。この土地は□□□□地区■■■■地内にありまして▽▽▽▽を■■■■方面に行きますと■■■■自治会館があります。その先に譲受人の△△△△さんのお宅があります。そのお宅の後ろに○○○○さんの畑が3筆あります。田んぼは△△△△さんのお宅の入り口から県道を挟んで○○○○さん宅その下側にあります。△△△△さんと○○○○さんは親戚関係でございまして、○○○○さんが、耕作熱心な△△△△さんに譲り渡すという案件でございます。△△△△さんは農業経営拡大を図っておられますので問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。 次に▲▲▲▲さんの畑でございますが、先ほどの○○○○さんの畑の説明をしましたがその隣にある畑です。▲▲▲▲さんは近年●●●●が亡くなられて、なかなか耕作することができないので△△△△さんに譲り渡して荒廃を防ぎたいという申請でございます。 続きまして◇◇◇◇さんですが、先ほどの■■■■自治会から600mくらい行きますと◆◆◆

7番	◆があります。その手前に三叉路がありまして20m くらい下がったところの右側に圃場がございます。二つ目の田んぼが◇◇◇◇さんの田んぼです。お宅は△△△△さんのお宅と隣り合わせでございまして、耕作するのに600mくらい離れているという事でちょうど△△△△さんがその圃場の隣で耕作されておられまして、経営拡大を図っておられます△△△△さんに譲り渡したいという案件でございます。審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号4、番号5、番号6について一括質疑に入ります。すべて有償移転です。 質疑ございませんか (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号4、番号5、番号6について一括承認することに決しました。 次、議案第2号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。37番若槻委員
37番	37番若槻です。番号7について補足説明をさせていただきます。場所は□□□□地区■ ■ ■ ■ ■ 地内▽▽▽▽に面しております。▼▼▼▼から300mくらい□□□□寄りになるろうかと思えます。両者は本家分家の関係でございまして、〇〇〇〇さんですが高齢で、病身、町外在住、後継者もいらっしゃらない。という事から分家の△△△△さんに譲渡される者でございます。受けられる△△△△さんも特に問題はございません。よろしくどうぞお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。3条有償移転です。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号7について承認することに決しました。 次、議案第2号番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします。38番 高橋委員
38番	38番高橋が補足説明させていただきます。この〇〇〇〇さんの家と土地でございしますが、▽▽▽▽を□□□□方面に向かいますと■ ■ ■ ■の150m先に右カーブになっているところに橋があります。その橋を渡りますと今回の▼▼▼▼集落がございまして。そこに土地がございまして。▼▼▼▼集落の公会堂がありましてその先に踏み切りがあります。そこを渡りますと T 字路右に2件ありまして手前のほうが〇〇〇〇さんのご自宅でございます。逆に左山手に下がりますと今回の土地がございまして、ちょうど隣が△△△△さんの土地であるという事がございまして今回このように話がまとまったという事でございます。住所が◇◇◇◇になっておりますが、ご自宅には〇〇さんがお一人でいらっしゃいまして、なかなか〇〇〇〇さんも帰れないという事です。たまには帰るそうですが、今回こういう話になったそうでございます。△△△△さんも後継者△△さんが帰ってこられまして、問題はないと思います。よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号8について質疑に入ります。3条の有償移転です。質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号8について承認することに決しました。 △△△△さんに入ってもらってください。 △△△△委員、議案第2号番号8について承認されましたのでお知らせいたします。
△△番	ありがとうございました。
議長	次、議案第2号番号9、番号10、番号11、番号12について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。41番澤井委員
41番	41番澤井が補足説明させていただきます。 番号9、10、11については□□□□の■ ■ ■ ■ から約5キロ▼ ▼ ▼ ▼ のほうへ。ほとんど終点でございます。そこに圃場がございます。○○○○さんも高齢となりまして、後継者がおられません。近くの若い人3人で譲り受けて耕作をするという事です。3人とも規模を拡大して頑張っておられる方たちです。 それから12番は、少し離れておりますが■ ■ ■ ■ から 2.5キロ上がった、▽▽▽▽という常会にある◇◇◇◇さんの田んぼでございます。◇◇◇◇さんも高齢となり◆ ◆ ◆ ◆ さんが譲り受けるという事でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号9番号10番号11について○○○○さんの田んぼを□□□□の3人の若者たちが耕作するという案件でございます。この3件について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号9、番号10、番号11について承認することに決しました。 次、議案第2号番号12について 担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号12について承認することに決しました。 次、議案第3号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定についてを上程いたします。事務局説明してください。

事務局	議案第3号、「農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」令和元年11月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿、現況ともに、畑、面積 419 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、空き家の所在地 ■■■■番 申請地は▽▽▽▽地区●●●●自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料No.1をご覧ください。上の図が、周辺地図で、下の図が農地の位置図になります。ピンクの部分が、空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が、今回の申請農地になります。現地につきましては、10月30日に地区担当の農業委員、推進委員さんと確認しました。住宅に隣接し、農地面積合計も 1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。今回承認いただければ、本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番藤原委員
7番	7番藤原が補足説明をさせていただきます。この案件につきましては10月30日に事務局長と私と推進委員さんの3名で確認いたしました。○○○○さんのお宅は▽▽▽▽地区●●●●地内にありまして△△△△を▼▼▼▼方向に進み、●●●●自治会館から400m先を左に曲がり、突き当たりみたいなところに家がありまして、その後ろに隣接する畑でございました。特別問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか？ (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願い致します。 挙手全員。 よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第4号「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」令和元年11月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 124 m²。権利種別は所有権移転。譲渡人○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、転用目的 一般住宅、施設等 住宅、転用の理由、追認です。予定地に古墳があったため、譲渡人の農地にずらして建設した。除地は平成4年に県の同意を得ています。対価につきましては、無償です。顛末書が出ております。 この案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。

事務局	以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番 藤原委員
25番	はい。25番 藤原が補足説明致します。場所でございますが□□□□自治会でございますが、■ ■ ■ ■ に▽▽▽▽がありましてその脇から20mくらい行ったところにこの畑がございます。以前の形状というのがかなり前のことなので私も把握しておりませんが山のほうに畑があったような状態じゃないかと思っております。顛末書も出ております。ご審議のほうよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか？ (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次、議案第5号農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。利用権設定です。事務局説明してください。
事務局	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和元年11月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1128㎡他合計2272㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 使用貸借です。 番号2 農地の所在 □□□□番外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1263㎡他合計8296㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 使用貸借です。 番号3 農地の所在 □□□□番外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1591㎡他合計5773㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号4 農地の所在 □□□□番外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1427㎡他合計10904㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 賃借料は総額玄米300kgです。 番号5 農地の所在 □□□□番外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1726㎡他合計6315㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 奥出雲町三成358番地1

事務局	経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年3か月 10a 当たりの賃借料は10,000円です。 番号6 農地の所在 □□□□番外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1726㎡他合計6315㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 奥出雲町三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年3ヶ月 10a 当たりの賃借料は10,000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員
21番	21番若槻が補足説明させていただきます。1番の場所ですが、□□□□方面へ約1.5キロ行きますと橋がございます。その橋を渡りますと向かい側に正面に■■■■がございます。その■■■■の後ろの山を一つ越えたところの圃場でございます。○○○○さんと△△△△さんの田んぼは隣接していますので△△△△さんが作られるという事でございます。これは再設定ではありませんが、△△さんが昨年お亡くなりになりまして名前が変わったという事で新規となっております。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 次、議案第5号番号2番号3について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 25番藤原委員
25番	25番藤原が補足説明をさせていただきます。 最初の2番ですが、□□□□さんの案件でございます。先般□□さんが亡くなられて、その時相続を■■さんのほうにされたようでして、▲▲▲▲自治会にお住まいとの事です。▽▽▽▽間での利用権設定ですので使用貸借となっているようでございます。場所でございますが、■■■■を●●●●方面へ400mほど行きますと▼▼▼▼の交差点がございます。そこを▼▼▼▼方向に1km入ったところに◇◇◇◇自治会の最後の家があります。そこが□□□□さんのご自宅でございます。その家の周りに圃場があります。次に3番ですが、場所は2か所ございます。▼▼▼▼の交差点から●●●●方面へ700mくらい行きますと◆◆◆◆がございます。その先1mくらい行きますと△△△△さん宅がございます。その裏に1筆ございます。それから■■■■■を10mほど行きますと橋があり、そこを○○方面に行きますと、お墓がたくさん見える丘がございます。その丘の下の方に圃場がたくさんありましてその一角に2筆ございます。○○○○さんはご自宅は◇◇◇◇自治会にございますが、お付き合いは■■■の町のほうでお付き合いをされておられます。借り受け人の△△△△さんは※※自治会ですが、ちょっと離れたところに耕作地

25番	がございます。管理もきちんとされています。ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について承認することに決しました。 □□□□さん、番号2について承認されましたのでお知らせいたします。
□□番	ありがとうございました。
議長	次、議案第5号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号3について承認することに決しました。 次、議案第5号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番立石委員
27番	番号4につきまして27番立石が補足説明させていただきます。先ほど合意解約で承認されたものをあらためて、△△△△さんに集積するものでございます。場所は□□□□地区■■■■自治会にございます。従来から一部を△△△△さんが耕作されてますが、そこにとり合わせた農地をあらたに追加するということでございます。設定期間を5年に合わせるためのものでございまして、問題はないかと思っております。ご審議お願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号4について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号4について承認することに決しました。 次、議案第5号番号5番号6について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員
33番	はい。番号5と6について説明させていただきます。□□□□代わって説明させていただきます。○○○○さんは■■■■の▽▽▽▽の付近の田んぼでございます。○○○○さんは現在▲▲▲▲におられますけれども、◇◇◇◇、近所の方が手伝っておられましたが、もう70を過ぎ

33番	まして体調が優れないという事で公社を通じまして転貸で△△△△のほうにお願いされるものです。以上ご審議お願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号6について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号5番号6について一括承認することに決しました。 □□□□さん、番号5番号6について承認されましたのでお知らせいたします。
34番	ありがとうございます。
議長	それでは次に、人・農地プランについて川西さんのほうからお願いいたします。
農振川西	農業振興課の川西です。人・農地プランのアンケート調査について、お知らせします。 まず、人・農地プランについて説明させていただきたいと思います。全国的に農地をめぐる状況は、高齢化や後継者不足で耕作をあきらめる方が増え、5年・10年先の展望が描けない状況です。今後その農家の皆さんに将来の集落・農業の状況、特にどのように営農をしていくのか。といった人と農地の問題について、考えていただいて、実質化というものに落とし込んでいくことになっております。 実質化の条件として一つ目は、アンケート調査。二つ目がお話合い、三つ目は地番等の入った図面に書き込む。これは中山間の地図がよろしいかと思います。この三つです。この一つ目のアンケート調査を今回進めていきます。繰り返しますが、このアンケートは、農家の皆さんにご自分の農地の将来像を伺うものです。配布方法は、中山間直接支払の集落協定を通じてお配りいたします。11月末にお配りして、2月末に同じく集落協定から回収させていただくという風に考えております。その後、中山間地図を広げて集落ごとの話し合いを行います。この時に、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんにご担当集落に参加していただいてアドバイスをいただきたいと思います。ですが、7月に改選という事ですので来年のスケジュール等については、その後に説明させていただきたいと思います。なお、そのアンケートの内容ですが、本日の総会終了後の農業振興部会で、ご確認・ご意見を頂きたいと思っております。ご協力お願いいたします。ありがとうございました。
議長	この場で質疑があってもよろしいですか？
農振川西	はい。
議長	内容が変わるようですが、皆さん何かご意見があれば。
13番	一ついいですか

議長	はい。どうぞ
13番	協定に入っていない人はどうされますか。
川西	今考えているところございまして、農地を持っている方全員になるべくアンケート調査していきたい。お話し合いにも参加していただきたいと考えております。
13番	ぜひお願いします。中山間、協定に入っていない方に関しては特にアンケートしていただきたい。それから中山間もキリですよ。今年の人にアンケートとるんですか。新しい人でとるんですか。
農振川西	来年度の集落協定が出来上がるのがたぶん6月末ぐらいかと思います。時期的にちょっと遅いかと思いますので、今の4期の最後の集落協定分で整理させていただきたいと思っております。
13番	はい。
議長	他にございませんか。
10番	はい
議長	はい。どうぞ。
10番	私も農地を集積しておりますが、その農地を出していただいている皆さんの意見はどうするんですか。今回調査されるんですか。我々耕作している者ばかりではなくて地主さんの意見も聞いた方がいいと思いますが。
議長	私の意見ですが、今は人・農地プランについての話なもので、人と農地をどういう具合に組み合わせるかという話のものを作りたいという事ですので、今日も集積の案件がでましたけれどその案件については人と農地のプランニングができていますから、意向調査をされてももうこれは若槻さんのところにもう頼んでありますからという事です、それがもし私がやめたら受け手もないがどうしようか。という時に誰が受けるのかという話し合いをしてもらうということになります。その分の意向調査を川西さんはやりたいという事でございます。その後に中山間の事業などについての話がからんでくるわけでございまして、今は人・農地プランについてでございます。このあと、農振委員会でも話があるようでございます。ですね、川西さんどうでしょうか。
農振川西	はい。ありがとうございます。今のお話の中で利用権設定という中で期間が切れるという事がございます。その時に考え直さなくてはいけないというところがポイントになってくるかと思います。そこを一緒に考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
19番	アンケートの中身を聞かせてください。

農振川西	(読み上げ)
19番	何年か前に同じような内容のアンケートがあったと思いますが、アンケートを取ったっきりであれから進んでないと思いますが。
農振川西	すいません。確認しておりません。
9番	(挙手)
議長	はい。佐伯委員どうぞ
9番	上からこういうことをやれと言われてやるのは役場としてはしょうがないけれども、もう少し現実を直視して・・・ まあ、あとから農振部会があるようですけども、我々が考えているほど状況は甘くないですよ。この前の失敗を繰り返しちゃなんですよ。金をやるから土地を出せという事をやって、これをやってだめだって言ったけれども、今は逆で、出したいけれども受け手がいないという状況ですよ。個々が考えても、もうどうにもならん状況にあるわけですよ。それを地域として集落として、中山間を中心に考えるのもいいけれどもやっぱり自治会というものを無視しては考えられないと思いますよ。やはりその地域は農家も農家じゃない人も一緒になって、多面的機能も一緒だけれども農業資源、農業資産。そういうものを一括して考えてみていく中で個々の人が自分たちの地域の中をどういう風にするのかという視点を持たないと。個人的な意見だけでそれをまとめてやってみたってとても大変だよ。だから質問の意図というものの目的を明確に。書く人にわかりやすくしてもらわないと。例えば70, 80歳のおじいさんに通り一遍の農林省の文章を送ってみてもなかなかわからんと思いますよ。非常にわかりやすそうに見えるけども、なんか聞いていると目的がわからんのですよ。何のために何をしているかという事をもう少し前談に付けてあげるといいと思います。私たちが農地パトロールをして話を聞けばわかることですよ。「もう百姓はようせんから、タダでもいいから作ってくれ」と言われる。でも受け手が無い。そういう事が現実あるわけですよ。委員さんもよくわかってると思います。この前の人・農地プランの進め方は全く何の効果もなかった。だから今集落営農でまとまっているところでも、今それを維持するのが大変な時代ですから、もう少し土台をしっかりと奥出雲町の考え方というものをしっかりと農家の皆さんに話して、それが分かるようにまとめるべきですよ。これがスタートですからね。ここでまた通り一篇なことをしてまとめるときにちゃらんぼらんなことをまとめてみて作文してみてもしょうがないと思いますよ。今誰もが不安に思っていることは一緒なんですわ。そういうことをもうちょっと真剣に農家の皆さん方に気持ちを伝えてあげてください。自治会長会等もありますからそこへ出向いて行ってもらって、農家じゃない人にも一緒になって協力してもらえような、その地域の体制づくりもしてこのアンケートをとってもらって、それがしっかりと役に立つように組み立ててもらいたいと思いますので、お願いをしておきます。
議長	はい。大変良い意見を頂きましてありがとうございます。他にございませんか。
1番	皆さんはどういう思いでこの委員として出られますでしょうか。私は、一番大きな問題はグローバル化と人口減少に対する奥出雲町農業の方向性がどうあるべきかという事で委員として出たいという事を申し上げました。それは何かといいますと。ちょっと余談ですが、私はプロの農家として成り立たせようと、いろいろやりました。水稻もやりました。和牛もやりました。野菜もやりました。その当時は何にも自立できなかった。その答えが、今の時代になりますと補助金でやりましょうということを言われます。もちろんメインは水稻ですけども。畜産農家に対してはクラスター事業も進めなさいという事を言われます。クラスター事業とは何かとネットで調べましたら、地域で畜産をや

1番	りなさいという方向性のようです。さっき補佐がおっしゃった人・農地プランというのは今よりも先を見て検討しなさい。答えを出しなさいという方向じゃないかと私は今聞いて思いました。それで、仁多米、仁多米といいますが、もちろん大事な仁多米ですが、米だけの農業の検討会でよろしいのかと思っております。さっきのグローバル化と人口減少の問題はもう足元まで来ております。もう大きく始まっていますよ。それに対する審議をしていかんとさっき佐伯さんもおっしゃった通りまた繰り返しになりますよ。農業としての前進がない。成り立つか成り立たないかはわかりませんが、私はそういう気がしております。皆さんはどうでしょうか。私はどうしても農業で自立できなかったです。一歩進んだ考えを持っていただきたいと思います。以上です。
議長	はい。ありがとうございました。皆さん方の意見を踏まえて農振委員会のほうで検討して補佐のほうへ出したいと思っております。よろしくお願いいたします。 次、その他について事務局からおねがいたします。
事務局	はい。事務局のほうから何点か報告お知らせをさせていただきます。 まず、お手元に2020年の農業委員会手帳をお配りさせていただいております。 次に、農業委員等の綱紀粛正についてでございます。 中国四国農政局長から通知がありましたので、お知らせします。 本年10月、奈良県下及び大分県下で農業委員会会長等について収賄の疑いによりそれぞれ逮捕された旨の報道がありました。 奈良県の案件につきましては、「農地を開発する目的だったにもかかわらず、虚偽の申請を行って所有権を移した」として、不動産会社社長である農業委員会会長と元農政課長などが逮捕されたものです。 大分県の案件につきましては、農業委員会会長が農地転用の許可手続きをめぐり業者に便宜を図った見返りとして現金数十万円を受け取った収賄の疑いで逮捕されています。皆様方におかれましては、今一度、農業委員会組織が担っている職務の重要性を認識していただき、改めて農業委員会等が公正な職務の遂行に努めていただきますようお願いいたします。 農業委員会組織による「令和元年台風19号等災害義援金」の募集について 全国農業会議より、先般の台風19号の被害により被災された農業者等の皆さんの今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、「令和元年台風19号等災害義援金」の募集活動に取り組むこととなりました。実施期間は当面12月20日(金)までで、個人による送金を基本とし、一口1,000円となっています。送金手数料は個人負担となります。とりまとめは行いませんので、各自で送金をお願いいたします。 農水省からの農業用施設アンケートの依頼についてですが、先月の総会で、農振部会員の皆様へお願いしております。期限が11月29日(金)までとなっていますのでまだの方は提出をお願いいたします。以上です。この後農振委員会を行いますので、委員の皆様よろしくお願いいたします。
議長	以上で上程いたしました議題、その他すべて終わりました。次回の農業委員会は12月23日月曜日午後3時から、仁多庁舎で行います。お間違えの無いようお願いいたします。 お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩

議事録署名委員 12番 ⑩